

～特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について～

2023年7月1日 道路交通法の改正
 新しい車両区分
 「特定小型原動機付自転車」が規定
 ・16歳以上は免許がなくても運転可能
 ・16歳未満は運転禁止
 ・公道を走行するには、
 ①保安基準に適合
 ②自賠責保険（共済）への加入
 ③ナンバープレートの取り付けが必要

16歳以上の者が、下記の危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと、「特定小型原動機付自転車運転者講習制度（3時間：6,000円）」の対象となります。

17の危険行為

- | | |
|----------------|--------------|
| ①信号無視 | ⑨交差点優先車妨害 |
| ②通行禁止道路の通行 | ⑩環状交差点の通行車妨害 |
| ③歩行者用道路での徐行違反 | ⑪一時不停止等 |
| ④歩道通行や車道の右側通行等 | ⑫整備不良車両の運転 |
| ⑤歩道徐行義務違反 | ⑬酒気帯び運転等 |
| ⑥路側帯進行方法違反 | ⑭共同危険行為等 |
| ⑦遮断踏切への立ち入り | ⑮安全運転義務違反 |
| ⑧交差点優先車妨害 | ⑯携帯電話使用等 |
| | ⑰妨害運転 |



愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名

愛知県
 各市町村
 愛知県警察本部
 中部管区行政評価局
 名古屋地方検察庁
 名古屋法務局
 名古屋保護観察所
 中部運輸局
 中部運輸局愛知運輸支局
 愛知労働局
 中部地方整備局
 中部地方整備局名古屋国道事務所
 中日本高速道路株式会社
 名古屋高速道路公社
 愛知県道路公社
 愛知県交通安全協会
 愛知県安全運転管理協議会
 愛知県社会福祉協議会
 愛知県公民館連合会
 愛知県老人クラブ連合会
 愛知県青少年団体連絡協議会
 日本ボーイスカウト愛知連盟
 愛知県青年団協議会
 日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会
 愛知県人権擁護委員連合会
 愛知県女性団体連盟
 愛知県地域婦人団体連絡協議会
 愛知県子ども会連絡協議会
 愛知県青少年育成県民会議
 愛知県医師会
 愛知県保護司会連合会
 名古屋人権擁護委員協議会
 愛知県弁護士会
 名古屋青年会議所
 名古屋市青年団体協議会
 名古屋市地域女性団体連絡協議会
 名古屋市区政協力委員議長協議会
 愛知県交通安全母の会
 愛知県教育委員会
 愛知県小中学校長会
 愛知県公立高等学校長会
 愛知県私学協会
 愛知県私立大学協会
 愛知県私立短期大学協会

愛知県国立幼稚園・こども園長会
 愛知県私立幼稚園連盟
 愛知県社会教育委員連絡協議会
 愛知県小中学校PTA連絡協議会
 愛知県公立高等学校PTA連合会
 愛知県私立保育園連盟
 愛知県専修学校各種学校連合会
 各市町村教育委員会
 名古屋市教育委員会
 名古屋市立小中学校長会
 名古屋市立高等学校長会
 名古屋市立幼稚園長会
 名古屋市立小中学校PTA協議会
 愛知県自動車会議所
 愛知県トラック協会
 愛知県タクシー協会
 名古屋タクシー協会
 愛知県バス協会
 愛知県バス運送協同組合
 愛知県自家用自動車協会
 J A F 愛知支部
 愛知県自動車整備振興会
 愛知県自動車販売店協会
 愛知県軽自動車協会
 愛知県中古自動車販売協会
 愛知県自動車部品販売協会
 中部自動車リース協会
 愛知県レンタカー協会
 日本自動車査定協会
 中部地区自動車管理業協会
 愛知県道路標識・標示業協会
 自動車事故対策機構名古屋支所
 軽自動車検査協会愛知主管事務所
 自動車安全運転センター愛知事務所
 愛知県交通運輸産業労働組合協議会
 日本労働組合総連合会愛知県連合会
 愛知県自転車モーター商協同組合
 愛知県二輪車普及安全協会
 愛知オートバイ事業協同組合
 愛知県石油商業組合
 愛知県指定自動車教習所協会
 愛知県サイクリング協会
 愛知県ウォーキング協会
 愛知県名古屋市道路利用者会議

愛知県高速道路交通安全協議会
 全日本学生自動車連盟中部支部
 日本郵便株式会社東海支社
 東海旅客鉄道株式会社
 中部鉄道協会
 名古屋鉄道株式会社
 近畿日本鉄道株式会社
 豊橋鉄道株式会社
 名古屋臨海鉄道株式会社
 衣浦臨海鉄道株式会社
 愛知環状鉄道株式会社
 愛知高速交通株式会社
 名古屋臨海高速鉄道株式会社
 愛知県土木研究会
 愛知県生コンクリート工業組合
 愛知県商工会議所連合会
 愛知県商工会連合会
 愛知県経営者協会
 愛知県商店街振興組合連合会
 全国共済農業協同組合連合会愛知県本部
 愛知県遊技業協同組合
 名古屋商工会議所
 愛知県損害保険代理業協会
 損害保険料率算出機構中部本部
 愛知県すし商生活衛生同業組合
 愛知県麺類食堂生活衛生同業組合
 愛知県中華料理生活衛生同業組合
 愛知県社交飲食生活衛生同業組合
 愛知県料理生活衛生同業組合
 愛知県飲食生活衛生同業組合
 愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合
 愛知県食鳥肉販売生活衛生同業組合
 愛知県食肉生活衛生同業組合
 愛知県氷雪生活衛生同業組合
 愛知県理容生活衛生同業組合
 愛知県美容業生活衛生同業組合
 愛知県興行協会
 愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合
 愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合
 愛知県クリーニング生活衛生同業組合
 各報道機関
 （順不同）

【合計 270 実施機関・団体 2023年10月11日現在】

～ライト・オン運動～

運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせる取り組みです。

◎点灯時刻の目安(日没時刻の概ね1時間前)

12月、1月…16:00

※雨天・曇天の視界不良時は昼間でも点灯



事務局 愛知県防災安全局県民安全課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL 052-954-6177 (ダイヤル)

FAX 052-954-6910

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

2023年

年末の交通安全県民運動 実施要綱

《期間》

2023年12月1日（金）から12月10日（日）までの10日間

※「県内一斉大監視」12月6日（水）午後4時から午後6時の間

《目的》

年末は、師走特有の慌ただしさから、運転者や自転車利用者等の注意力が散漫となり、交通事故の増加が心配されます。

また、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、視認性の悪い日没後の時間帯と職場や学校等からの帰宅時間帯が重なることにより、夕暮れ時から夜間の交通事故の危険性が高まります。さらに、忘年会等、飲酒の機会が増えることから飲酒運転による交通事故の増加も懸念されます。

そこで、下記の運動重点に沿った年末の交通安全県民運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、交通事故の防止を図ります。

《運動重点》

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び歩行者の安全の確保
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

《スローガン》

ストップ・ザ 高めようモラル
交通事故 守ろうルール



《サブスローガン》

実践しよう **交通安全スリーS運動**



Stop（ストップ）

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

Slow（スロー）

- ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見通しが悪い交差点では徐行

Smart（スマート）

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

愛知県交通安全推進協議会

《運動の進め方と取組内容》

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

◎2023年広報重点

- **ドライバー 画面見ないで 前を見て**
- **手を上げよう あなたを守る 意思表示**
- **手にスマホ 耳にイヤホン 事故のもと**



◎取組内容

運動重点1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び歩行者の安全の確保

(1) 夕暮れ時と夜間の事故防止

- 視界が悪くなる夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、明るい服装の着用や、**反射材用品**の視認効果の周知及び自発的な活用の実践を促進する。
- 夕暮れ時における自動車・自転車の「**ライト・オン運動**」を実践するとともに、自動車運転者においては、対向車や先行車がないときは、走行用前照灯（ハイビーム）の活用を周知する。

(2) 歩行者の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- 信号を守る、横断歩道を利用するなど交通ルールの遵守徹底を図る。
- 走行車両の直前・直後の横断や横断歩道外横断、信号無視、「歩きスマホ」等の危険性を周知する。
- こどもや高齢者それぞれの事故の特徴を踏まえた交通安全教育を推進する。
- 横断時に、ドライバーと意思疎通を図る「**ハンド・アップ運動**」の実践を促進する。



ハンド・アップ運動

- 歩行者は、道路を横断するときには手を挙げて、ドライバーに横断する意思を伝えよう！
- 止まったドライバーに、会釈などで感謝を伝えよう！
- ドライバーは、横断中又は横断しようとする人がいる横断歩道の手前で必ず止まろう！



(3) 歩行者の安全確保

- 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動を推進する。
- 「ゾーン30 プラス」の整備を始めとする生活道路対策を推進するとともに、通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。

運動重点2 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶

(1) 運転者の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と罰則について広報啓発を推進する。
- こどもや高齢者、障害者等を見かけたら、速度を落とすなどの思いやり運転の励行を推進するとともに、「**交通安全スリーS運動**」の実践を働き掛ける。
- 横断歩道の標識や標示（ダイヤモンド）を見たら、速度を落とし、前方の横断歩道周辺に歩行者がいないかを確認し、横断中又は横断しようとする歩行者等がいる場合には必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう「**横断歩道における歩行者優先**」を徹底する。

「横断歩道は歩行者優先」



(2) 二輪車運転者等に対する広報啓発

- 二輪車の特性や信号無視、速度超過の危険性の周知やあごひもの結着等によるヘルメットの正しい着用と、プロテクターやエアバッグジャケット等の着用による被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全教育・広報啓発を推進する。

(3) 高齢運転者の交通事故防止

- 加齢に伴う身体機能の変化が運転などに及ぼす影響等の交通安全教育及び広報啓発を推進する。

- 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策について広報する。
- 先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）について普及啓発に努めるとともに、サポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進する。
- 身体機能の変化等により、安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（#8080）を積極的に周知し、必要に応じて利用を促す。

(4) 飲酒運転の根絶

- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、地域ぐるみで「**飲酒運転四（し）ない運動**」を徹底するとともに、「**飲酒運転を許さない社会環境**」の醸成を図る。
- 飲食店等においては、運転者への酒類提供禁止を徹底するほか、飲酒をせず運転する人をあらかじめ決めておく「**ハンドルキーパー運動**」を促進する。
- 安全運転管理者等による運転者に対する運転前後の酒気帯びの有無の目視やアルコール検知器を用いた確認を行うとともに、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底する。

「飲酒運転四（し）ない運動」

- ★ 運転するなら酒を飲まない。
- ★ 酒を飲んだら運転しない。
- ★ 運転する人に酒をすすめない。
- ★ 酒を飲んだ人に運転させない。



ハンドルキーパー運動

自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。



(5) 妨害運転の根絶

- 妨害運転の悪質性・危険性の周知と罰則について広報を推進する。
- 無理な進路変更や追い越し等をせず、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を広報し、ドライブレコーダーの更なる普及を促す。
- 妨害運転を受けた場合は、サービスエリアやパーキングエリア等、安全な場所に避難するとともに110番通報をすることを呼び掛ける。

(6) 後部座席を含む全席シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 「カチッと100！」を合言葉に、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用を必ず声掛け・確認してからの出発を促進する。
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底を図る。

安全運転管理者等による「アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認」の義務化

本年12月1日から、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認が義務化されます。



運動重点3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

- 全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を、更に推進する。
- 夕暮れ時の早めの灯火点灯と反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上を図る。
- 自転車利用者の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を徹底する。

(2) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践

- 「**自転車安全利用五則**」を活用した通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守及びマナーの実践の徹底を図る。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進走行の禁止など、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る。
- スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転の危険性について周知と指導を徹底する。
- 自転車を用いた配達業務中の交通事故防止のために、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け等、配達員への交通ルール遵守の徹底を推進する。

「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



(3) 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 被害軽減のためのヘルメット着用及び新たな交通ルールの周知と遵守を徹底する。
- 特定小型原動機付自転車の販売業者、シェアリング事業者等と連携して、安全利用について広報啓発を更に促進する。